

教育振興基本計画（案）に対する意見等とそれに対する教育委員会の考え方

I 基本構想について

No.	意見等の概要	意見等に対する教育委員会の考え方
1	<p>社会生活を送るうえで、人間として持つべき規範意識の希薄化など様々な課題が指摘されている。良心に従ったまともな心を持ち、最低限の常識的言動ができる社会の形成者を教育の力で送り出すことはできないか。</p>	<p>ご指摘のことについては、大変大切なことであると理解しています。そのようなことから、教育基本法の趣旨を踏まえるとともに、3ページの「10年後を見据えた教育の姿」の中で「未来を担う子どもたちは、社会生活を送るうえで、規範意識、自律心、誠実さ、勤勉さ、公正さ、責任感、倫理観、感謝や思いやりの心、他者の痛みを理解する心、生命を大切に作る心、礼節を重んじる心、自然を愛する心、美しいものに感動する心などを身に付ける必要がある」とし、社会の形成者としての必要な資質を備えた子どもたちの育成における教育の重要性について捉えているところです。</p>
2	<p>日本人に伝統的美徳や善き風俗習慣を残し、死守すべきではないか。そこで、教育が毅然として救世主となり、防波堤となり、善導しなければならない。そのためには、第一線の現場を担う教職員の力量に負うところが大きい。管理職及び教育行政による実効のある指導や施策を望みたい。</p>	<p>日本の伝統的美徳や善き風俗習慣を残すことについては、ご指摘のように、課題もあるところであります。このようなことから、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」を10年後の教育の姿の一つと捉え、道徳教育や生徒指導の充実を述べたところであります。</p> <p>また、教職員の資質向上について、諸関係機関との連携による体験的研修などの推進を図り、教職員の視野を広げ、教育者としての使命感、豊かな教養等の涵養に努めていくことを述べたところであります。</p>

II その他

No.	意見等の概要	意見等に対する教育委員会の考え方
3	<p>戦後一貫して政府は憲法を基調とした国づくりを行ってこなかったと私は考えている。今いよいよそれが問われる時がきていると考えている。今回の基本計画には、今私が述べた点への視点が全くない。</p>	<p>法治国家として、法令に従い進めることは大切なことであります。また、この教育振興基本計画は、指宿市の教育の現状を踏まえ、本市の実情に応じた教育振興のための施策について述べた基本計画であります。提出していただきました内容につきましては、ご意見として承ります。</p>
4	<p>住民の経済的基盤についての言及がほとんどない。</p>	
5	<p>主権者としての教育についての言及がない。または、位置づけが見あたらない。</p>	